

変えよう！杉並区政

杉並区議会議員 杉並わくわく会議代表

松尾 ゆり



わくわくレポート195号
2020.1.1.発行

連絡先：
杉並区下井草1-25-36
tel&fax：03-5930-3181

高層ビルのまちにはさせない 地域の歴史、文化がいきづくまちへ

年がかわって2020年となりました。昨年も杉並区は問題山積でした。



2020年

なかでも衝撃だったのは、JR阿佐ヶ谷駅前、一等地の杉一小の土地が、知らない間に民間と交換されていたことです。「土地区画整理事業」という制度を悪用した病院用地の「汚染地ロンダリング」です（p2～3参照）。

地元の少数の有力者と、不動産、建設の大企業のために公共用地を明け渡す田中区长はまちの将来など何も考えていません。

西荻窪の補助132号線の拡幅工事は事業認可目前です。低層住宅・店舗の方々が立ち退きさせられる計画で、あとにできるのは無表情な高層ビルのまちです。

同じ西荻窪では、商店会のイベント補助金不正受給も大問題となりました。区长・副区長は10万円程度の減給、関係職員は、戒告や訓告という軽い処分です。それに対し商店会には不正の分だけでなく2900万円が請求され重い負担となります。

地域の児童館、ゆうゆう館は次々に廃止され、身近な公共施設が失われていきます。コンクリートにばかり予算をつぎこみ、地域の人つながり、これまでの歴史や文化はどうでもいい…



廃止が決まった東原児童館

こんな殺伐とした区政には、早くサヨナラしたいものです。

今年も区政転換をめざしがんばります。

暴挙！ 5つの児童館の廃止が 議決されました

12月6日の区議会本会議で、高円寺北、高円寺中央、浜田山、東原、堀ノ内南の5つの児童館の廃止が可決されました。

2014年に策定された「杉並区立施設再編整備計画」で児童館を全て廃止することを決めたものの、昨年度までに廃止したのは4館だけでした。いっきに5館は暴挙です。

しかし、区議会では自民党、公明党、立憲民主党、いのち平和クラブ、自民・無所属・維新クラブなどの賛成多数で可決されました。

学童クラブ移転・民営化に待った

これに先立つ11月26日の保健福祉委員会では、東原学童クラブの保護者から提出された「東原学童クラブの移転・委託計画を見直す」ことを求める陳情が審議されました。

児童館が廃止されると、学童クラブが小学校内に移転、同時に民間委託されるため、子どもたちの環境の激変を心配して「移転するとしても、委託を1年程度延期して時期をずらしてほしい」というのが主な訴えです。

「地元の理解は得られているのか」

廃止賛成の議員からも「地元の理解は得られているというが、陳情した方たちは心配されているのでは？」という質問が出ましたし、子ども家庭部長や担当課長からは「反省している」「説明が不足していた」などいつになく殊勝な言葉も聞かれました。

結果は残念ながら不採択でしたが、区民が区議会に働きかけることで、これだけの議論ができるのかと感動しました。保護者の皆さんの努力に敬意を表します。

知らないうちに区長が小学校の土地を処分

(第4回定例会11/22一般質問から)

誰も知らないうちに杉一小と河北病院の土地の権利交換＝土地区画整理事業の「仮換地」指定が終わっていました（10月21日に区長が同意済み）。「仮」がついているので欺されるのですが、交換先の民間事業者はすでに杉一の土地を売ることができるようになりました。仮といいながら**事実上の権利移転**なのです。

区民の財産である学校の土地なのに、区議会には一切通知がなく、事後も詳細な説明はなし。

例えば、親の土地を、自分が知らない間に**兄弟が勝手に**売ってしまったような、とんでもない話です。

区議会も審議会もノーチェック

これが売買であれば、財産鑑定が行われ、財産価格審議会の審査を受け、その上で、区議会の議決を経なければいけないところ、「土地区画整理事業」だから法的な義務はないとしてノーチェック。信じられないことが起こっています。

港区ではちゃんと区議会に報告

港区ではJR田町駅前の小学校と東京ガスの土地を、杉並区と同じ「個人共同施行土地区画整理事業」で交換しました。しかし、**港区では「仮換地指定」**の1年も前から区議会の特別委員会で**詳細を報告し、議会の審議**に付しています。売買ではないといっても、**公有財産を処分**するのだから、当然のことです。ところが、杉並区からは全く情報提供がありません。（注：11/29総務財政委員会に報告されたが、交換価値に関する詳細情報は一切公開されていない。）

また、港区は不動産鑑定機関に評価を依頼し



阿佐ヶ谷開発で撮影された杉一小校庭の一種。追われることか？

て「正当との評価を受けた」と報告していますが、杉並区は第三者による**客観的な評価を行わず**「正当」と言い張っています。

港区でできてなぜ杉並区ではできない？

港区でできたことがなぜ杉並区ではできないのか。同じ23区の行政として、また区長として、恥じるべきだし、こんな議会軽視、区民軽視のやり方を認めるわけにはいきません。

土壤汚染地の学校建設をやめた港区

もうひとつ指摘すべきは、港区は東京ガス跡地の**土壤汚染**を調査した結果、小学校の用地としては使わない決断をしたことです。普通の行政なら、少なくともこの程度の見識はもっていてしかるべきです。しかし、杉並区は**河北病院用地の汚染**調査すら一切行おうとしません。



杉並区が損する「換地」

「仮換地」では、ざっくり言って、区がずいぶんと損をする計画になっています。区はこれまで杉一小の土地に3割の区の権利が残るといっていました。しかし、結果的には杉一小用地に残る**区の土地の面積は4分の1たらず**です。

路線価では倍以上の差があるのに、仮換地の従前従後で面積を比較すると約1.3倍にとどまったことは全く不当です。

小学校の跡地がマンションに

中野区の東中野小学校跡地は約半分がマンションになりました。ネットの記事上では会社側は区から取得した小学校跡地の価格が「**割安だった**」と述べています。

相対的に安値で取引されたと考えられる今回の杉一小の土地が、今後、東中野のようにマンション開発に利用される可能性はきわめて高いと考えます。即ち、河北病院移転に始まったこの計画は、不動産、建設、金融などの都心の大企業の利益のために**阿佐ヶ谷の一等地を安く売り渡した**という結果に終わるということです。

8月30日、田中区长は、阿佐ヶ谷の土地区画整理事業の施行を認可しました。

区なのに「個人施行」とはこれいかに

土地区画整理事業には「公共施行」と「個人施行」があり、杉並区が行う場合は当然、公共施行として行うべきです。特に、今回は**阿佐ヶ谷の駅前**という**高度に公共的な区域**が対象なのです。しかし、区は個人施行を選択しました。

区長が申請、区長が認可とはこれいかに

その上、区長が事業者として申請した事業を、区長自身が認可する**一人二役**。制度がそうになっているとはいえ、やはり反則です。

公述人は抽選→区長指名に変更

7月17日には、杉並区まちづくり条例にもとづく公聴会が開かれました。公聴会の「運営要綱」には「公述人（発言する人）はくじで選定する」とあったのですが、この要綱は、なんと、公聴会告知の**前日にひそかに変更**されていたという驚くべき事実が判明しました（ちなみに、この変更はいまだにホームページにも掲載されておらず、誰も知ることができません）。

変更後は、くじ引きではなく、**区長が公述人を任意に選ぶ**方式に変更されました。

賛成の人は全員地域の顔役

区長指名に変わった結果、計画に**賛成の人は全員が発言**を許され、他方、反対・慎重意見の人は**倍率4倍**でした。

しかも賛成の4人は、東京商工会議所杉並支部、マイタウン阿佐ヶ谷協議会、杉並建築会、阿佐ヶ谷神明宮の役職者で、地域の「顔役」として日頃から区役所とのつきあいのある人たち。うち1人は発言の中で「もうこのへんでいいですか」と区側に尋ねるシーンもあり、**出来レース**が疑われます。

「喫緊の課題」だったはずの道路は…

区はこの間、計画の理由付けとして区画の北側道路の拡幅が「**喫緊の課題**」と住民に説明し

てましたが、計画図（下図）をみると、拡幅予定区間の**全長の約4分の1**しか計画区画に入っていない（図の「A街区」上部のグレー部分。現在の杉一小敷地）。つまり、残りの部分、河北病院本院・分院の北側部分は**区が買収**することになります（図のピンク部分）。

土地の提供（公共減歩）はわずか

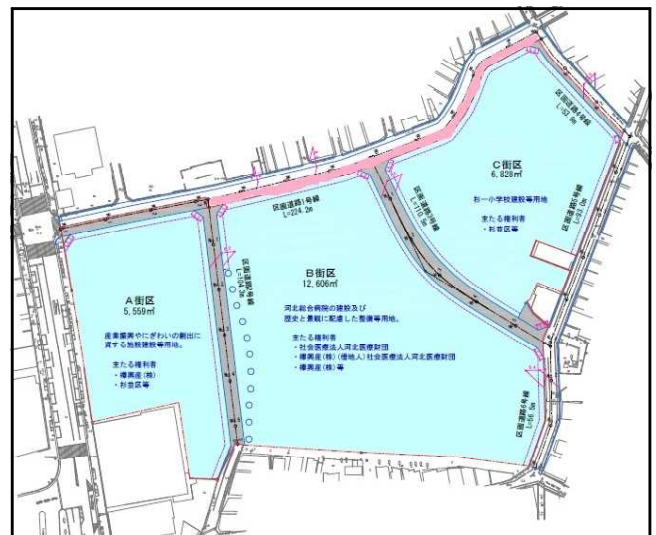
「土地区画整理事業」は「公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図る」ことが目的と定義されています。公共施設（道路や公園）を整備するため、個人の土地を一部提供、面積は減る（公共減歩）が、代わりに利便性が高まり資産価値が上がるという仕組みです。

しかし、阿佐ヶ谷の計画では公共減歩が全体でわずか**4.05%**と**極限まで低い**のが特徴です。

メリットだけ享受する病院と地主

他方、河北病院は10階建ての病院を新築・拡張し、地主さんは汚染地・浸水地で買い手のつかない河北病院用地を**駅前の一等地**（杉一小）と交換できる「**汚染地のロンダリング**」。両者とも濡れ手に粟のような計画となっています。土地は提供せずメリットだけを享受する（その分、区が損をする）計画です。

公共性のきわめて薄いこの計画を土地区画整理事業として施行認可したことは不当であり撤回すべきです。



計画図

松尾ゆりが見た 杉並区議会の 大問題



区議会議員のヘイトスピーチ

9月議会では佐々木千夏議員（正理の会）のヘイトスピーチが大きな問題となりました。

佐々木議員は発言の中で韓国・朝鮮の方々を根拠なく誹謗中傷し、「朝鮮通信使は暴力集団」「ハングルは日本が制定した」「日韓併合は韓国側から頼まれてやったこと」など歴史を歪曲する発言をしました。

その後、議長の助言により、佐々木議員は一部の発言を削除しましたが、上記の発言は削除していません。また、区民や区議有志が求めた陳謝については実現していません。私は、議会運営委員会で委員外議員として「問題はこれで終わりではない」と意見を述べました。

川崎市では12月12日に罰則付きの画期的な差別禁止条例が成立しました。杉並区・杉並区議会も差別を絶対に許さないという明確な姿勢を打ち出し、多文化共生を推進すべきです。

天皇即位賀詞決議を多数決で強行

12月6日の本会議では、天皇即位に関する賀

詞決議が多数決で議決されました。

そもそも杉並区議会では、決議案を出す場合は原則全員が賛成できるものという不文律があり、賀詞決議については反対する会派があるため決議案の提出は見送られていました。ところが、11月議会の開催中に突然陳情（神社庁の方から出されたもの）が上程されて可決、それを足場に決議するという変則的なものでした。

これまで、少数派が決議案を出したくても合意が得られないからと断念したことが何度もありましたが、今回このような逸脱があったからには考え直さなくてはなりません。

私は反対の立場から意見を述べました。

（以下、発言の要旨）

わが国は国民主権が原則であり、天皇は君主ではない。したがって、あたかも臣下であるかのように賀詞を奉ずることは、国民主権、基本的人権の理念に反し、信教の自由の観点からも問題がある。

侵略戦争と昭和天皇の戦争責任問題はいまだに日本社会で十分な共通認識となっておらず、そのことが繰り返されるヘイトスピーチやアジア諸国との関係構築の困難さにつながっている。

多様な意見がある中で、区民全体でなく一部の区民の意見を区議会が代弁することは区議会として行うべきではない。

田中区長の暴言、イビキは、



もはや議事妨害

11月議会では、私の一般質問に対して、田中区長が「説明しろというが、賛成しない人に説明するほど人手は余ってない」「納得できないなら裁判でもなんでもやればい」と発言しました。これは、自分に賛成する議員しか相手にしないという宣言。私個人に対する暴言にとどまらず、区議会の存在そのものを否定する発言です。

また、保健福祉委員会では私の発言中に突然、区長が「いつまで続けるんだ、いい加減にやめろ」と騒ぎだしました（傍聴していた方は「最初は議員のやじ？と思った。まさか区長とは思わなかった」そうです）。そして昼休憩でご飯を食べて戻って来ると、今度は高イビキで寝る始末。

その後も、学童クラブのおやつについて質問すると「おやつなんか関係ないだろ」、中学生の児童館利用について述べると「中学生なんか来てないんだよ」とヤジ。そのたびに止まる議事。

これまでも区長のヤジや本会議場での居眠りは問題になってきましたが、ここまでのヤジ（そしてイビキ！）は、不真面目を通り越して、もはや議事妨害です。

しかも区長自らが提出した議案の審議中です。絶対に容認できません。